

平成30年第10回

荒川区教育委員会定例会

平成30年5月25日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成30年荒川区教育委員会第10回定例会

- 1 日 時 平成30年5月25日 午後1時30分
- 2 場 所 特別会議室
- 3 出席委員 教 育 長 高 梨 博 和
教育長職務代理者 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
委 員 高 野 照 夫
委 員 小 池 寛 治
- 4 出席職員 教 育 部 長 阿 部 忠 資
教育総務課長 山 形 実
教育施設課長 平 野 興 一
学 務 課 長 小 堀 明 美
指 導 室 長 瀬 下 清
生涯学習課長 浦 田 寛 士
ゆいの森担当課長 須 田 具 子
地域図書館課長 成 瀬 慶 亮
書 記 佐々木 希久子
書 記 大久保 和 彦
書 記 小 川 綾 一
書 記 早 坂 利 春
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 2 1 号 荒川区立学校の副校長の任用について

議案第 2 2 号 平成 3 1 年度から使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について

議案第 2 3 号 平成 3 1 年度から使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について

議案第 2 4 号 荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 平成 3 0 年度文化財保護に関する諮問(案)について

イ (仮称)あらかわ街なか図書館の整備について

(3) その他

教育長 ただいまから、荒川区教育委員会第10回定例会を開催いたします。

出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名出席でございます。議事録の署名委員につきましては、坂田委員及び小池委員にお願いしたいと存じます。

2月23日開催の第4回定例会と3月9日開催の第5回定例会の議事録を机上に配付させていただきます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただきまして、お気づきの点等について事務局まで御連絡をお願いできればと存じます。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。本日は審議事項4件、報告事項2件となっております。まず初めに、議案第21号「荒川区立学校の副校長の任用について」を議題といたします。それでは瀬下指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、「荒川区立学校の副校長の任用について」御説明を申し上げます。

新任の学校であります、第二峡田小学校。氏名、神田やよい。発令でございます、6月1日発令でございます。前任校は葛飾区立よつぎ小学校、主幹教諭からの昇任でございます。前任の長瀬副校長が、校長昇任に伴いましての今回、副校長の任用になります。以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑等ございますでしょうか。ちなみに長瀬さん、どこの校長になったのですか。

○指導室長 練馬区立光が丘第八小学の校長でございます。

○教育長 いかがでしょうか。任用待機で副校長として勤務しておったのですが、練馬区の小学校の校長に欠が生じたというところで、荒川区側の事情というよりは、東京都教育委員会全体の事情で、年度途中での交代という形になってございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○教育長 では、議案第21号について、異議はございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○教育長 それでは異議ないものと認めます。議案第21号「荒川区立学校の副校長の任用について」は、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第22号「平成31年度から使用する中学校『特別の教科 道徳』教科用図書採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」ですが、本件につきましては教科用図書採択の公正を確保する必要がありますため、会議規則第11条の規定及び荒川区立学校教科用図書採択要綱第7条により会議を非公開とし、議事録及び資料については採択が終了するまで時限秘とすることとしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○教育長 異議ないものと認めます。

議案第22号については会議を非公開とし、議事録及び資料については採択が終了するまで時限秘とします。それでは、議案第22号「平成31年度から使用する中学校『特別の教科 道徳』教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

○指導室長 それでは、平成31年度から使用いたします、中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に向けまして、教科用図書の調査研究にあたる選定調査会の委員の委嘱につきまして、御説明を申し上げます。

荒川区立学校教科用図書採択要項の5条によりまして、選定調査会を10名以内でということで、教育委員会で委嘱することになってございます。今回の委嘱を計画しております調査会の委員の皆さんでございます、全部で8名でございます。学識経験者2名、佐藤先生、早稲田大学教授でございます。これまでも、この教科書に関する選定調査会には4度入っていただいております。続きまして、峯川先生でございます。峯川先生は荒川区の中学校の元校長でございまして、今、教職員研修センターの教授をされております。道徳を御専門に研究をされている先生でございます。続きまして、地域関係者2名ということで、八木さんでございます。保護司でございまして、政策研究大学院大学非常勤講師でございます。これまで5度、この教科書に携わる選定調査会に参加してございまして、続きまして、坂井さんでございます。こちらは学校評議委員を経験され、主任児童委員をされております。三瑞小学校で元PTAの役員をされている方でございます。また、地域の中でも書道家として、街の先生、またACCの活動などにも参加をされている方でございます。続きまして、保護者の代表で2名ということで、小林さん。こちら、中学校PTA連合会の会長で、現在、第三中学校PTA会長も兼務されてございます。櫻井さんでございます。こちらは中学校PTA連合会副会長、第四中学校のPTA会長をされている方でございます。学校関係者2名ということで、近江校長先生でございます。こちらは、中学校長会の会長、第七中学校の校長でございます。稲葉校長先生、中学校長会の代表ということで、諏訪台中学校の校長でございます。以上でございます。

○教育長 ただいま説明をさせていただきました、議案第22号につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○小林委員 佐藤先生も、峯川先生も実績、また豊富な経験をお持ちですので、委員をお引き受けただけで本当によかったなと思っております。

○教育長 昨年の小学校の選定も、佐藤先生、峯川先生が学識経験者として御協力くださったの

ですよね。

○指導室長 はい、関わってくださっております。

○教育長 八木さんも、保護司という、大学の非常勤講師であると同時に、PTAの会長をしていたのですね。

○指導室長 はい、瑞光小学校で会長をされておりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○教育長 それでは、御質問等についてはこれで終了いたします。ただいまの議案第22号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○教育長 それでは異議ないものと認めまして、議案第22号については、原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議案第23号「平成31年度から使用する中学校『特別の教科 道徳』の教科用図書の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について」を議題といたします。それでは、これも瀬下室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、平成31年度から使用いたします、中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に向けまして、教科用図書の調査研究にあたる選定調査会へ調査を依頼する項目を、再提案をさせていただき説明をさせていただきます。

前回、4月27日に御提案差し上げた項目は5項目ございまして、教育委員の先生方から御指導賜りまして、道徳にしっかりと特化した部分も調査した方がよろしいのではないかと、という御意見も頂戴いたしましたので、調査項目を一つ増やしまして、6項目にさせていただいたものでございます。

増えた箇所につきまして、御説明申し上げます。まず内容のところの丸が四つございまして、四つ目を加えさせていただきました。こちら、内容の中で「特別な教科 道徳」の趣旨の実現についてということで、「考え、議論する道徳」の実現を踏まえた教材であるかということ、この読み物教材を、ただ読んで登場人物の気持ちを追っていくというだけでなく、やはり子ども同士が話し合ったり、議論したり、その中で考える、そういう工夫されている教材なのかどうかということをつけ加えさせていただきました。

そして、項目の中で学習活動という項目を大きく一つ加えさせていただいてございます。こちらは、「主体的・対話的で深い学び」について。問題解決的な学習活動となるような配慮がなされているか。役割演技等、体験的な学習活動を進めるための配慮がなされているか。自分の考えを基に討論したり書いたりするなど、言語活動を進めるための配慮がなさ

れているか。自らを振り返る学習活動を進めるための配慮がなされているか、というところで、こちらはこの教科書をどうやって授業の中で使えるものになっているのか、特に今回は、主体的・対話的で深い学びということで、問題解決や、また役割演技や体験的な学習活動などを工夫しながら取り入れるということが示されてございますので、そんなところについても、この研究をしていただく、調査していただくというもので、付け加えさせていただきます。以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○小池委員 2点ありますけれど、1点は、今までも何度か繰り返されたことですので、教科書の採択にあたっての調査依頼項目ですね、それについて教科書を実際に読んでわかることとか、そういうことも改めて述べてもらう必要ないし、記録の中にあってもわかり切っていることなので、それはぜひ省いていただきたいということが第1点。

それから第2点としては、今度は中学校になるわけですが、学校の現場として、小学校の延長として中学校の教科書ということでの重要なものは何か。そういう話をぜひ、先生と保護者の意見を特に聞きたいと考えます。

○教育長 ありがとうございます。小池先生、この項目そのものについてはよろしいですか。

○小池委員 項目はこのままで結構です。

○教育長 ではただいまの小池委員からの御指摘につきましては、ぜひ選定調査会に調査を委託する際に、教育委員会でこのような意見が出されています、御要望が出されています、ということをごきちんとお伝えいただければと思います。

○坂田委員 同じような意味で、ベテランの先生方が入られているので、我々としてはやはり、この内容項目の、教師が指導しやすいかどうかというようなところは、ぜひ御意見を聞きたい。これは教師のために言っているわけでは必ずしもなくて、子どもたちにとっても、先生方が教えやすいということは子どもたちにとっても基本的にはいいことなので、ぜひそこは我々が小学校で教えているわけではないので、中学校で教えているわけではないので、ぜひお聞きしたいということ。

それから、前からちょっと気になっているのですけれども、内容構成と内容項目というものが出てくるのですけれども、内容構成のバランスと内容項目のバランスというのは、どう違うのですか。

○指導室長 内容項目につきましては、道徳の内容項目で、中学校22項目ございますので、この22項目がバランスよく入っているかどうかということでございます。それと、内容構成の部分につきましては、こちら、学習指導要領の内容に網羅してバランスよく構成されているかということ。非常に似ていることは似ているのですけれども、内容項目以外

に学習指導要領の発達段階に応じた内容に沿っているか、もう少し広い意味で書かれております。

○坂田委員 何となく予測はつくのですけれども、22項目も、学習指導要領で基本的に決まっているわけですね。ですから、学習指導要領に沿ってという、文面だけ見るとどっちも同じ。今みたいに御説明いただくと、感覚的にはわかりますけれども。

○小林委員 「特別の教科 道徳」ですが、趣旨としては、モラルについて学ぶことは重要なのですが、同時に、考え、また議論する中で、この社会の中でどう生きるべきかを考えるということが非常に重要だと思うのです。その意味で、この再提案は重要なポイントと思いつながりながら聞かせていただきました。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○教育長 それでは、他に特に御意見がなければ、議案第23号につきまして、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○教育長 それでは、そのようにいたします。

続いて、議案としては最後になりますが、議案第24号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。生涯学習課浦田課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 議案第24号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」御提案申し上げます。

再任でございますけれども、委員1名を委嘱するものでございまして、この度6期目を迎えます、石塚昭一郎氏を委嘱、再任するものでございます。分野といたしましては、郷土史無形文化財、役職等は記載のとおりでございます。年齢は83歳ということでございまして、これ以外にも祭礼関係にも非常に長けている方でございます。引き続き再任をさせていただきたく存じます。なお、それ以外の委員の先生方の構成は、内容の中ほどに記載してございます。大変雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

ちなみに石塚さんについては、民生委員さんをやっていただいたり、町会長をやっていただいたりして、南千住地域の実情に大変お詳しい方でして、そういった意味では御自分の専門の工芸技術だけではなくて、南千住の文化財ですとか歴史等についても熟知されていらっしゃる方でございます。

特に御質問がなければ、この議案第24号につきまして、採決をさせていただきます。議

案第24号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○教育長 それでは、異議ないものと認めます。議案第24号につきましては、原案のとおり決定といたします。

続きまして、報告事項に移ります。「平成30年度文化財保護に関する諮問（案）について」でございます。ではこれも、浦田課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、平成30年度文化財保護に関する諮問（案）につきまして、御説明申し上げます。

こちら、平成30年度の登録指定の候補につきまして、荒川区文化財保護審議会へ諮問するものでございます。審議会の日時におきましては、内容の1のとおり、6月8日の金曜日となっております。諮問事項につきましては、(1)が登録文化財、(2)が指定文化財の案でございます。具体的な内容につきましては、本日同席しております、ふるさと文化館の館長の野尻より御説明申し上げます。

○教育長 では野尻館長、お願いいたします。

○ふるさと文化館館長 それでは、内容につきまして野尻の方から御報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

御手元の説明資料と写真を比較しながら見ていただければと思います。まず、登録文化財の候補ですが、1件目は有形文化財、歴史資料、法華経御鬮関連資料。

○教育長 みくじですか。

○ふるさと文化館館長 はい、おみくじの。みくじに「お」がついて、おみくじです。ちょっと難しい字ですが。こちら、西日暮里三丁目にあります、経王寺というお寺さん、日蓮宗の寺ですが、彰義隊がこもった門を所有しているお寺として有名です。日蓮上人が彫られたという大黒様をお祀りしていることでも有名でして、法華経の信者の方々がよくお参りに来るところでございます。法華経の経文、お経の文章ですね、それを利用したおみくじ、法華経御鬮靈感鬮というものがございまして、それを使用しておみくじを頒布していたということでございます。資料の内容は御鬮、それからおみくじを入れる箱、写真を見ていただきたいのですが、こういう漆塗りの箱の中には竹の串のようなものが入ってまして、振って出して、その番号を御鬮筆筒の方から出してきて頒布するというもので、江戸時代に非常に流行したそうです。区内で確認されている唯一の江戸時代の御鬮の例でございます。ただ、残念ながら現在は、このおみくじを頒布しておりません。

2件目ですが、無形文化財工芸技術、鍛金の長澤利久さん。こちら、荒川三丁目にお住いの職人さんですけれども、現在49歳になります。三代続く鍛金職人の家にお生まれになっ

た方で、祖父、金次郎さん、この方はお亡くなりになりましたが区指定無形文化財の保持者でございました。お父様の武久さん、こちらも区登録無形文化財の保持者でございます。利久さんは、おじい様、それからお父様、お二人について技術を修得されています。なお、今、武久さんが体調を崩されておりまして、この長澤さんのところの工房につきましては、利久さんが一手に引き受けております。数年前に荒川区の匠育成事業で、1人研修者を受け入れてくださいました。つくっているものですが、主に銅製の急須ですとか、茶筒、それから夏場のピアカップ、そういったものをおつくりになっています。すべて手づくりです。

続きまして、指定文化財の方の候補に行きたいと思います。1件目ですが、有形文化財、歴史資料、太田氏関係資料。所有者は西日暮里三丁目の本行寺さんになります。本行寺は、大永5年、戦国時代ですが、太田資高を開基として創建されたお寺さんとして、掛川藩主太田家の菩提寺として現在まで至っています。古文書の内容ですが、天正11年の羽柴秀吉、後に豊臣秀吉になりますが、秀吉から太田資正への書状、それから太田家の菩提寺ですので、菩提寺に係る古文書が含まれております。昭和58年度に登録したものでございます。古文書の写真は資料のとおりでございます。

続きまして、無形文化財です。工芸技術の、こちらも鍛金になります。西日暮里一丁目在住の、桶谷輝明さん。75歳になります。昭和36年より、お父様の清作さんについて技術を修得いたしました。お父様も元区指定無形文化財保持者でございます。現在は銀器の花器ですとか食器、それからアクセサリーがとても人気でして、こういった指輪ですとかペンダントですとか、そういったものをつくっておられます。平成12年度に登録しました。なお、お父様の清作さんですが、本来でしたら「伝統に生きる」を映像としてつくるところでしたが、ちょっと体調を崩されまして、作品購入だけしかできなかったものでして、ぜひ桶谷家の技術を記録、保存したいと考えております。

3番目ですが、継続審議となっております登録文化財についてですが、西尾久六丁目の荒川遊園の近くの煉瓦塀ですけれども、こちらにつきましては現在、周りの景観等をもう少し、先生方、調査したいということで、継続審議になっております。調査が済み次第、登録の答申をいただければと考えております。写真につきましては、ちょっと小さいですけれども、一番最後の、一番南側の柱が残っているあたりの写真を添付してございます。以上でございます。

○教育長 ただいまの件につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○小林委員 この御蘭が大変におもしろくて興味深いので聞かせていただければと思うのですが、この「くじ」の漢字は2種類ありますね。これはどういう違いなのか。

○ふるさと文化館館長 現在、簡単な方の「くじ」を使っているかと思うのですが、この

資料に書かれている文字が、門構えに亀、もっと難しい字ですけど、そちらですので、事務局としましては資料とおりの文字を使いたいと考えております。意味は変わりありません。

○小池委員 両方とも使われているのですか。両方とも正しいのですか。

○ふるさと文化館館長 主に現代では簡単な方を使っているかと思いますが、このもんがまえに亀という字はあまり使ってはいないと思うのですけれども、江戸時代の資料として当時の表記にならいたいと考えております。

○小林委員 江戸時代はこの難しい方を使っていたわけではなくて、もんがまえに亀の方を、むしろ使っていたのですか。

○ふるさと文化館館長 一概にそういうふうには言えませんけれども、法華経に基づくくじの資料がこの文字を使っておりますので、資料表記どおりという原則から、この字を使いたいと。

○小林委員 くじを読ませていただくと、わかるような気もするのですけれども、これは江戸時代のいつごろですかですか。

○ふるさと文化館館長 ちょっとこれから検証していかなくてはいけないのですが、このおみくじが出たのは元禄4年のころなので、江戸中期ぐらい、それ以降と考えております。

○小林委員 わかりました、ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

○高野委員 くじのことです。第1番の吉という写真ですが、これはおみくじで出てくるのですか、この箱の中から。

○ふるさと文化館館長 はい、こちらの漆塗りの縦長の箱の中から。

○高野委員 棒が入っているのですね。

○ふるさと文化館館長 はい、竹のひごが入ってまして、それを引きますと番号が書いてあります。1番を引きますと箆笥の中、左側の写真の箆笥に順番どおりに並んでいますので、それを出して、御住職が信者の方に渡すという形になります。

○高野委員 わかりました。

○教育長 明治神宮みたいに巫女さんが出してくれるのですね。

○ふるさと文化館館長 はい、直接自分で御鬮を引くというのではなくて、竹ひごについた番号に該当する札をいただくということになっています。

○教育長 ではせっかくなので私も質問していいですか。日蓮宗の経王寺って、住職さんはお名前何という方ですか。

○ふるさと文化館館長 冠さんという方です。

○教育長 やはり。冠さんって、日暮里の保護司の方ですね。

○ふるさと文化館館長 冠家は、日暮里の名主の末裔になるかと思います。

○教育長 今度お会いしたらよろしくお伝えしておきます。

それと、このみくじですが、これは法華経を御鬮にしているのですよね。江戸時代の人だ
ってわからないでしょう、「^{りょうまんだら}兩曼陀羅」とか「^{まんじゅしゃげ}曼殊沙華」とか。先ほど、小林先生がおっし
ゃったように、下の「目上の人の何とか」って、そっちを見れば辛うじてわかる。

○ふるさと文化館館長 上が法華経の経典からとった文字で、下にその解説と言いますか、どう
いうことが起こるとか、御利益があるとか、吉凶を説明した文章が入っています。主に法
華経の信者の方が参詣したと思いますので、法華経の信者の方は上の経典がまたありがた
いと考えます。

○小林委員 下の方の解説が読みやすいように思うのですが、江戸時代にしては。どうなん
でしょうか。

○ふるさと文化館館長 これは刷り物ですので、なるべく読みやすいように書かれているかと思
います。当時の一般の方でしたら読めるような文字、書体で書かれています。ちょっとま
だ解読しておりませんが。

○教育長 全部そろっているのですか。

○ふるさと文化館館長 これは全部そろっております。

○教育長 ではやろうと思えばもう1回できるのかな。

○ふるさと文化館館長 はい、非常にいいものだと思います。出そうと思えば、多分復刻できる
かと思います。

○教育長 これだと読めないかもしれないですね、今の人たちは。

○ふるさと文化館館長 では現代語に、今の活字に起こして。

○高野委員 アレンジしてね。復活してもらいたいですね。

○教育長 その他、継続審議となっている登録文化財候補で、荒川遊園の煉瓦塀とありますけれ
ど、6月8日の審議会でも継続審議にするのですか。

○ふるさと文化館館長 今、継続審議になっておりますので、あくまでもこれは御報告というこ
とで、改めて継続審議をお願いするということではございませんので。答申のめどがつき
次第、いただくということになっております。

○教育長 では、参考までに載せたということですね。

○坂田委員 周辺環境というのは、どうなっていますか。

○生涯学習課長 御説明申し上げます。継続審議となっている大きな理由としましては、現在、
隣の旧小台橋保育園の解体作業がこれから行われることと、荒川遊園の大規模改修によっ

て、その煉瓦塀が影響を及ぼすかもしれないという状況の中で、確定した計画が、はっきりしていないと、きちんと審議ができないだろうということから、今年度中に区の方針が固まり次第、審議会の先生に御説明申し上げて、審議していただくという段取りで考えてございます。

○教育長 はい、わかりました。ほかには、よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項イ「(仮称)あらかわ街なか図書館の整備について」を議題といたします。それでは、地域図書館課長、説明をお願いします。

○地域図書館課長 それでは、「(仮称)あらかわ街なか図書館の整備について」御説明いたします。

ポイントでございます。「読書を愛するまち・あらかわ」の更なる推進を図るため、「(仮称)あらかわ街なか図書館」を整備するものでございます。

目的でございます。平成29年3月に策定いたしました、「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」の中では、今後の図書館運営における事業展開の方向性として、既設の図書館施設だけに留まらない読書環境づくりを進めるとしているところでございます。加えまして、今週末、5月27日「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行いまして、「本が身近にあるまちづくり」を進めるところでございます。こうしたことを踏まえまして、区内の施設に本棚を設置いたしまして、区民の誰もが身近な場所で本に触れられる環境を整えるため、「あらかわ街なか図書館」を整備するものでございます。

運用方法でございます。名称は「あらかわ街なか図書館」といたします。

整備方法ですが、1点目です。対象となる施設の蔵書や図書館のリサイクル本等を活用するとともに、必要に応じて書籍や書架の貸出しを行います。2点目ですが、掲示する看板につきましては、区が用意したデザイン案の中から、施設管理者にデザインを選択いただきます。デザイン案につきましては、恐れ入りますが2枚目を御覧ください。3点目ですが、街なか図書館の運営については自主運営とし、施設管理者に一任いたします。4点目ですが、図書館は出張おはなし会を実施するなど、各施設と密に連携を図りながら、運営をサポートしてまいります。5点目ですが、図書館、学校図書館、街なか図書館が一体となって定期的に連絡会議を実施してまいります。

対象施設でございます。官民を問わず、区民が利用する区内の施設といたします。まずは荒川区役所、生涯学習センター、あらかわエコセンター、子ども家庭支援センターにて実施してまいります。

スケジュールでございます。6月に上記施設に先行設置を行いまして、7月以降、追加施設の選定を行ってまいります。

裏面を御覧ください。経費につきましては記載のとおりでございます。

その他でございますが、平成30年度は、10カ所程度の開設を目指してまいります。
次年度以降、整備が進んだ段階で「街なか図書館マップ」を作成する予定です。

雑駁ですが、説明は以上です。

○教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○小林委員 荒川区は読書のまちということで、積極的に推進しておりまして、その意味ではこの街なか図書館、非常に大切だと思います。例えば、子連れのお母さんたちがちょっと立ち寄ることができるとか、あるいは高齢者が散歩の帰りに立ち寄ることができるとか、空き時間に立ち寄ることができるという意味で、とても重要だと思っております。いわば、縁側的な役割といった機能を果たすことができればいいのではないのでしょうか。

その上で質問なのですが、これは施設管理者に一任するという事なのですが、具体的にはどういうイメージなのかをまず、お伺いしたいと思います。

それと、図書館の場合、例えば、半径何キロメートル以内に1館とか、そういうことが比較的よく出されると思うのですが、何かもしあれば教えていただければと思います。

○教育長 地域図書館課長、どうぞ。

○地域図書館課長 まず、自主運営というところですが、例えばこの街なか図書館ですが、看板を掲げるとか、あとしつらえ等、こういったものを、基本的には施設運営の方に任せるということになります。あと、図書館によっては貸し出しということも考えられますので、そういった貸し出しの運用につきましても、施設管理者の方にやっていただくということを考えております。

○小林委員 施設管理者ですか。

○地域図書館課長 例えば、ふれあい館でしたらふれあい館の館長、子ども家庭支援センターならセンターの所長、そういった方にすべてやっていただこうと考えています。

○小林委員 わかりました。

○地域図書館課長 エリアにつきましては、街なか図書館についてはそういった基準は設けておりませんで、区の施設及び民間の方で御協力いただければ、そこに対してサポートしていくという形になります。

○小林委員 なるほど。そうしますと、民間からも積極的に応募するという形なのですか。

○地域図書館課長 そうです。民間の方から、例えば「街なか図書館やってみたい」というお声がありましたら、図書館といたしまして協力したいと考えております。

○小林委員 そうですか、わかりました。ありがとうございます。

○高野委員 よろしいですか。4番の予算ですが、書架と看板がこのくらいですと、どのくらい

の規模ができるのでしょうか。1施設が。

○地域図書館課長 こちらの30年度予算は、当面10カ所程度を予定しておりますので、その施設に対する、10カ所でこのくらいの金額と見込んでおります。

○高野委員 そうではなくて、一つの規模。区役所に置くのだったら、どのくらいのものを置けるかという規模。

○地域図書館課長 本に関しましては、だいたい200から300冊は入れたいと考えております。

○教育長 私が質問するのも何だなと思うのだけれども。別に、今でも喫茶店とか床屋さんとか、本がいっぱい置いてあって、順番が来るまで待ったり、暇潰しに読んだりしている。これ、結局やはり、無料で入れるところでないといけないということなのではないでしょうか。

○地域図書館課長 そういった基準は特に設けておりませんので、有料の施設、例えばぬりえ美術館とかありますけれども、そういうところでも、こういった街なか図書館を展開できたらいいなと思っております。

○教育長 有料のところでもいいのですか。病院の待合室とか。

○地域図書館課長 はい。病院の待合室も検討はしております。

○教育長 そうしたら、今だって置いてあるものね。

○教育総務課長 私、3月まで環境課長でしたので、エコセンターを所管していました。去年からこの話があったので、ぜひ置いてくださいと。エコセンターの2階にエコカフェというスペースがあり、もともと環境の本とか置いてあって、多少お子さんが遊べるような遊具も置いてあったのです。ただ、環境の本が多かったので、どうせだったら絵本だとかそういうものも置くと、併設にはたんぽぽセンターという、療育の施設がありますので、また、ふれあい館も近いので良いのではないかとということで、「街なか避暑地」にもなっているので、ちょうど涼みがてらもいいかな、というので、手を挙げさせていただきました。

○生涯学習課長 私も昨年度から検討させていただいておりました。生涯学習課で所管しております、清里高原ロッジ、自然の家につきましても、街なか図書館としてエントリーさせていただいております。

○教育長 出先でもいいのですか。

○生涯学習課長 ええ。区民の皆様、階段の中二階というのですか、階段のところで、部屋に戻るときにちょっと本をとってお読みいただくとか、くつろぐスペースもありますので、そこに置かせてもらって、というようなことも考えてございます。

○教育長 では、グリーンパール那須もありではないですか。

○生涯学習課長 そうですね。そういう意味では有料施設ということになりますけれども。

○教育長 そうしたら簡単にできますね。

○生涯学習課長 そうですね。

○坂田委員 民間の施設はリサイクル本などを、場合によっては差し上げるというか、そういうことでいいと思うのですけれども、区役所などを含めて公立の施設の場合は、やはり特徴を出したり、それから来館者の関心に沿って新しく買って入れるというようなことも考えてよいのではないかと、私は思うのですけれども。リサイクル本だけだと、新しい本が本棚にないということになるので、公的な施設について、荒川区が管轄するような公的施設とか、先ほどの、グリーンパールはちょっとわかりませんが、清里だったら、そういうふうなことをしてもいいのかな、と思うのですがいかがでしょうか。

○地域図書館課長 区の施設ですけれども、例えば戸籍住民課ですと、外国人の方も最近増えているので、外国人向けの絵本ですとか、雑誌とかも欲しいという要望はいただいています。そうした中で、現在、リサイクル本というのは、例えばおおむね5年間くらい図書館で使って、あまり使用がないものをリサイクル本として出しているのですけれども、その期間を例えばサイクルを短くして、リサイクル本として街なか図書館に出していくということは、考えようと思っております。

○坂田委員 ただ、要するに利用頻度の少ないものではないですか。だから、やはり街なか図書館に行ったときに、本当に読みたい本があるというようなことも、結構大事なのではないのかなと思うのですけれども。

○生涯学習課長 まさに先生が御指摘いただいたように、この生涯学習センターもうちの所管の施設でございまして、先生がおっしゃったとおり、リサイクル本だけを置いています、となりますと、新しい本がないのではないかというイメージにとられかねないということは、実は指定管理者と毎月の定例会の企画会議で話してございまして、やはりそういった最新のものを置けるように、指定管理料の中に、新しい書籍代購入費用として充実させていくとか、この街なか図書館の設置とともに、並行して検討して充実させていきたいと考えてございます。

○教育長 地域図書館課だけでやろうとすると、リサイクル本しか置けません、予算がありませんとなってしまうのだけれども、今、浦田課長が言われたように、各所管で図書購入費を持っていたり、例えばふれあい館だって図書購入費持っているのだから、そういった各施設の運営者とも協力し合いながら、より魅力のある配架にしてけばいいと思いますし、場合によって区民の方たち、新刊書を買って読んでしまっ、すぐ要らないよ、となったら、そういった御寄付も随時受けていけば、新しい本が読めるという環境もできると思うので、リサイクル本だけに固執する必要はないと思うので、ぜひこれからの設置に向けて検討し

ていただければと思います。

○坂田委員 アイデアとしては、小林先生が尽力された本のまち宣言の流れとして非常にいいと思うのです。ただ実際に置いてある本の魅力というのはすごく大事なので、そんなに難しく考えず工夫してもらえれば。例えば、200冊しかないのだったら、50冊買ったって、せいぜい10万円なので、書架を買う予算などとの比較において、本来は、中身もそれぐらい入れてもおかしくはないのではないかな。民間は別ですけど、民間は勝手にやられてもいいのですけれども、ちょっと内容の方も工夫をいただければと思うのですが。

○教育長 ただいまの御指摘についても、ぜひ検討いただいて、より魅力のある街なか図書館をつくっていただければと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。特にないようでしたら、この件については以上とさせていただきます。

用意させていただきました案件については以上でございますが、その他事務局から連絡事項ございますでしょうか。

○教育総務課長 次回6月8日金曜日になりますけれども、前回に御案内させていただきましたように学校視察になります。第六日暮里小学校の視察後に、学校の中で定例会を開催する形になってございます。13時30分に六日小にお集まりいただきます。基本的には13時半に1階のランチルームに集まっておいただき、そのあと、13時40分から第六日暮里小学校の5時間目、13時40分から14時25分の授業を見る予定になってございます。その後14時半から、教育委員会と校長の意見交換をして、40分から定例会という形で、終了予定が15時30分を予定しているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。先ほど山形課長からお話がありましたように、西日暮里から歩いて10分はかからないと思います。

以上をもちまして、教育委員会第10回定例会を閉会とさせていただきます。

了